

平成29年8月18日

各位

三井住友信託銀行株式会社

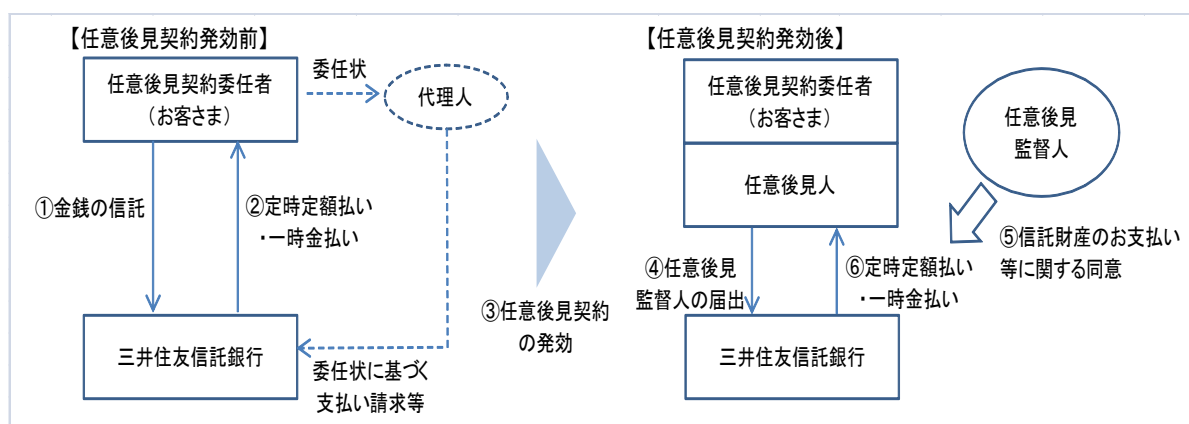
「任意後見制度支援信託」の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「当社」）は、新商品「任意後見制度支援信託」の取り扱いを平成29年8月21日（月）より開始いたします。

本商品は、任意後見制度をご利用されている方のご資金を信託で管理することで、制度のご利用者や任意後見人をサポートするための業界初の商品です。

本商品の特徴は以下の通りです。

- 当社が、元本補てん契約に基づき元本保証する金銭信託です。
- 任意後見契約の発効後に、金銭信託からのご資金の払い戻し等のお手続きを任意後見人がされる場合、必ず任意後見監督人の同意が必要となります。これにより、安全・確実に任意後見制度をご利用されている方の財産保護を図ることができます。
- また、日々の生活に必要なご資金を、本商品を通じて定期的にお受け取りいただくこともでき、任意後見人が担う財産管理のご負担を軽減することができます。
- 任意後見契約発効前の払い戻し等については、お客さまによるお手続きに加え、委任状に基づき、財産管理委任契約の受任者等、お客さま以外の方によるお手続きも可能です。



今後、我が国では、高齢化の進展に伴い財産の管理や保全に関するお悩みを持つお客さまが増えていくものと考えられますが、本商品は、信託銀行ならではの機能を活かし、こうしたお客さまの一助となるべく提供させていただくものです。

当社は、本邦唯一の専門信託銀行グループとして、お客さまのベストパートナーとなるべく、今後も、新しい商品の開発、一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

＜任意後見制度支援信託の商品概要＞

ご利用いただける方	任意後見契約を締結されているお客さま
お申込金額	500万円以上1円単位
信託財産の支払方法	<p>《任意後見契約発効前》</p> <p>①一時払い方式 当社所定の支払請求書をご提出いただき、信託財産をお支払いします。</p> <p>②定時定額払い方式 お客さまにご指定いただいた内容で、お客さま名義の口座にお振り込みします。 交付頻度：毎月、2ヶ月ごと、3ヶ月ごとまたは半年ごと 交付日：15日または25日（銀行休業日の場合は、前営業日） ※お客さまからの委任状により、財産管理受任者等の代理人によるお手続きも可能です。</p> <p>《任意後見契約発効後》 任意後見契約発効後は、任意後見人によるお手続きとなります。</p> <p>①一時払い方式 当社所定の支払請求書に任意後見監督人からの署名・捺印による同意を得ていただきます。当社は同意があることを確認し、信託財産をお支払いします。</p> <p>②定時定額払い方式 任意後見人にご指定いただいた内容で、お客さま名義の口座にお振り込みします。定時定額払いを開始する場合や支払い内容の変更をする場合は、任意後見監督人からの署名・捺印による同意が必要となります。 交付頻度：毎月、2ヶ月ごと、3ヶ月ごとまたは半年ごと 交付日：15日または25日（銀行休業日の場合は、前営業日）</p>
信託期間	お客さまに相続が発生した場合や後見・保佐・補助開始の審判が確定した場合、任意後見契約が終了した場合等に、この信託は終了します。
信託報酬	<p>信託設定時：54,000円（税込） 追加信託時や管理中は、管理報酬をいただくことはありません。 信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として収受します。</p>
取扱店舗	三井住友信託銀行の国内本支店でお取り扱いいたします。
その他	お預け入れいただく金銭信託は当社が元本補てん契約に基づき元本を保証します（元本保証商品）。 また、元本は預金保険制度の対象です。